

青年の家跡地等整備推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 本市にある埼玉県立富士見青年の家（以下「青年の家」という。）が解体されることに伴い、青年の家跡地及び青年の家に隣接するびん沼自然公園の活用方策の検討と、びん沼川において埼玉県が進める川の国埼玉はつらつプロジェクトの整備内容の検討を進めるに当たり、広く市民と意見交換を行うため、青年の家跡地等整備推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換をする事項)

第2条 推進会議において意見交換をする事項は、次のとおりとする。

- (1) 青年の家跡地の活用に関する事項
- (2) びん沼自然公園の活用に関する事項
- (3) 川の国埼玉はつらつプロジェクトの整備内容及び維持管理の方策に関する事項
- (4) 青年の家跡地を中心とする地域の活性化の方策に関する事項
- (5) その他市長が必要であると認める事項

(参加者)

第3条 推進会議の規模は、12人程度とし、次に掲げる者のうちから参加を求めるものとする。

- (1) 市民団体の代表者等
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要であると認める者

(運営)

第4条 推進会議に当該推進会議を進行する座長1人を置き、推進会議に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第5条 推進会議の開催期間は、当該推進会議が初めて開催された日から平成33年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、まちづくり推進部まちづくり推進課において処理する。

附 則 (平成29年6月27日部長決裁)

この要領は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。